

事 務 連 絡
令和 2 年(2020 年)11 月 18 日

一般社団法人滋賀県医師会
各 地 域 医 師 会
一般社団法人滋賀県病院協会
御中

滋賀県健康医療福祉部医療政策課

医療機関、高齢者施設等の検査について（再周知）

平素は、本県の感染症対策にご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和 2 年 11 月 16 日付けで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から別添写しのとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴会員への周知についてよろしくお願いいたします。

なお、令和 2 年 10 月 15 日付け滋医政第 1279 号「医療機関・福祉施設従事者等が受診・相談された場合の新型コロナウイルス感染症検査の円滑な実施について(依頼)」において、医療機関・福祉施設従事者等の多くの人と対面または身体的接触の機会がある方への PCR 検査等の円滑な実施についてお願いしたところです。

滋賀県健康医療福祉部
医療政策課感染症対策室
調査・医療対策係 安保
TEL : 077-528-3584
FAX : 077-528-4866
E-mail : coronataisaku4@pref.shiga.lg.jp

事務連絡
令和2年11月16日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

医療機関、高齢者施設等の検査について（再周知）

新型コロナウイルスの感染状況については、新規陽性者数について、その増加傾向が顕著になってきています。最近の新規感染者数を1週間の移動平均で見ると、2週間で約2倍近くとなっています。冬の到来を前にして、7、8月の感染拡大の際に近い伸び方になっており、強い危機感をもって対処していく必要があります。

特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためには、医療機関、高齢者施設等の入院・入所者は、重症化リスクが高いことから、施設内感染対策の強化が重要となります。

こうした観点から、感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、その期間、医療機関、高齢者施設等に勤務する者、入院・入所者全員を対象に、いわば一斉・定期的な検査の実施を行うようお願いいたします。また、重症化リスクが高い入院・入所者の方々に加え、重症化リスクの高い集団に接する医療従事者・介護従事者で、発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などの症状を呈している方々については、検査の実施に向け、とりわけ積極的な対応をいただくよう、お願いいたします。

貴職におかれては、管内の医療機関、高齢者施設等に周知いただくとともに、医療機関、高齢者施設等から相談があれば、検査の実施に向け、積極的な対応をお願いいたします。

(参考)

- 新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針（9月15日事務連絡） <https://www.mhlw.go.jp/content/000672623.pdf>
- 医療従事者・介護従事者の中で発熱等の症状を呈している方々について（10月16日事務連絡） <https://www.mhlw.go.jp/content/000683611.pdf>
- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第2版）（11月10日事務連絡） <https://www.mhlw.go.jp/content/000693595.pdf>
- 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&Aについて（8月21日事務連絡） <https://www.mhlw.go.jp/content/000661726.pdf>